

意見書案第 35 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

70 歳以上の高齢者の半数は、加齢性難聴を抱えていると推定されている。難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまう場合が少なくない。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質の低下の大きな原因になるばかりか、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘している。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器である。ところが日本の難聴者率は欧米諸国と大差ないと言われているにもかかわらず、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低い。

日本補聴器工業会が行ったジャパントラック 2022 調査報告によると、難聴者の補聴器所有率は、日本では 15.2%と、デンマーク 55%、イギリス 53%、フランス 46%、ドイツ 41%などと比較して、極端に低い数値となっている。この背景には、補聴器の価格が片耳あたりおおむね 10 万～30 万円と高額にもかかわらず、日本では保険適用がないためである。身体障害者であるとされる高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により自己負担が軽減され、中等度以下の場合には購入後に医療費控除が受けられる。しかしその対象者はごく僅かで、該当しない約 9 割の人たちは全額自己負担で購入している。そのためとりわけ低所得の高齢者に対する配慮が求められる。欧米では既に補聴器購入に対する公的補助制度が確立しており、日本での制度の整備が急がれる。

こうした下でも県内 8 市町では独自の補助制度が創設され、住民からは喜ばれている。しかし補助額は年 2 万円～4 万円と少額なため、購入を断念する事態が生まれている。一方で東京都は補聴器の購入費補助等を行う区市町村への補助（補助率 2 分の 1）を実施しており、23 全区が補助制度を実施し、補助額の上限も台東区 14 万 4900 円、港区 13 万 7000 円など 10 万円超とする自治体が生まれている。

よって、県におかれては、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、また認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸や医療費の抑制にもつながるよう、加齢による難聴者の補聴器購入に対する県独自の補助制度を創設することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

滋賀県知事

あて